

島根県内に  
農薬販売所  
がある皆様へ

# 農薬販売上の遵守事項



## ① 農薬販売届の届出(販売所ごとに提出)

農薬取締法第17条

手続(様式等)は、農薬販売者の届出事務処理要領で定めています。

届出種類	届出事由	提出期限	添付書類(写し可)
農薬販売届(新規) (様式第1号)	★新規販売開始 ★販売所増設 ★法人化	販売開始日まで 増設等の日から2週間以内	①法人 登記事項証明書・定款・寄付行為等 ②個人 住民票・運転免許証・国民健康保険証等
農薬販売届(変更) (様式第2号)	★届出内容変更 ①届出者氏名・住所変更 ②販売所名称・住所変更 ③法人組織変更	変更日から2週間以内	
農薬販売廃止届 (様式第3号)	★販売廃止	廃止日から2週間以内	—

★法人合併の場合、原則として、合併前の法人は廃止(様式第3号)し、合併後の法人が新規(様式第1号)の届出を提出ただし、合併の履歴が登記事項証明書で確認できる場合は変更(様式第2号)扱い

届出先 隠岐支庁農林水産局・各農林水産振興センター ※各管轄地域は裏面参照

## ② 帳簿の記帳と保存の義務

農薬取締法第20条

すべての農薬を種類(品名、規格)別に、農薬の譲受数量と譲渡数量を記帳

帳簿は**少なくとも3年間保存**(毒物劇物営業者は5年間)

\*直ちに確認できる状態であれば、電子機器による保存も可能です。

(農薬受払簿記入例)

【普通物】

(品名)〇〇〇乳剤

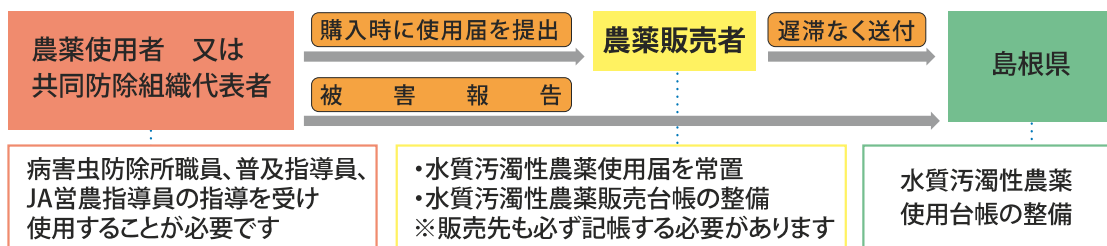
(規格)500ml

年月日	受入数	払出数	在庫数	備考
〇年4月1日			6	繰越し
4月15日		2	4	
4月25日	6		10	
4月30日		5	5	

## ③ 水質汚濁性農薬の手続(シマジン剤)

水質汚濁性農薬使用基準

シマジン剤の使用面積が、**1ha以上の使用者**は手続が必要



水質汚濁性農薬販売台帳

農薬販売業者名( )

農薬名	譲渡		使用者名 販売先名	使用場所	使用 面積	使用量	対象 作物	対 象 病虫害	使用 時期
	月日	数量							
シマジン水和剤 (規格100g)	〇年〇月〇日	15	〇〇〇〇	〇市〇町1番地	1ha	1.5kg	かき	1年生雑草	〇月上旬

## ④ 禁止事項

農薬取締法第18条、21条

農林水産省の登録番号のある農薬、特定農薬以外の販売の禁止  
農薬の有効成分の含有量や効果について、虚偽の宣伝の禁止

## ⑤ 農薬購入者に対する助言

農林水産省通達

農薬販売の際には、容器に記載された事項を遵守するよう、購入者にご指導をお願いします。

# 『農薬として使用することができない除草剤』の販売について

## ◆「農薬として使用することができない除草剤」とは◆

農薬登録がなく、道路、駐車場、グラウンド等において、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理の目的以外で使用される除草剤です。

### 容器・包装への表示義務

除草剤の容器・包装に「農薬として使用することができない」旨の表示が必要です。

### 店内における表示義務

店舗の見やすい場所に「農薬として使用することができない」旨の表示が必要です。

## 販売者へのお願い

農薬登録のない除草剤が、農薬と誤解して購入されないよう、「農薬として使用することができない」ことがわかりやすい表示・陳列をしてください。

### ○ 分かりやすい表示例

こちらの除草剤は、農薬として使用することができません（農薬ではありません）。このため、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理には使用できません。

登録農薬には、容器・包装に「農林水産省登録第〇〇〇〇〇号」の記載があります。



### ✕ 誤解を受けやすい表示例

こちらの除草剤は、非農耕地専用です。農耕地には使用できません。

分けて陳列する

分かりやすく表示する



## お問合せ先

### 島根県

- 隠岐支庁農林水産局 農業振興課 (電話08512-2-9638) 〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24
  - 東部農林水産振興センター 農政課 (電話0852-32-5645) 〒690-0011 松江市東津田町1741-1
  - 西部農林水産振興センター 農政課 (電話0855-29-5754) 〒697-0041 浜田市片庭町254
  - 農山漁村振興課 (電話0852-22-5138) 〒690-8501 松江市殿町1番地
- HP <https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/seisan/nouyaku/>